

議案第49号

基山町子どもの医療費の助成に関する条例の一部改正について

基山町子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年12月1日提出

基山町長 松田一也

基山町条例第 号

基山町子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

基山町子どもの医療費の助成に関する条例（平成17年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項第2号中「15歳」を「18歳」に改め、同項第3号を削る。

第4条第1項第1号中「及び次項」を削り、同条第2項を削る。

第6条第2項中「第4条第1項第1号」を「第4条第1号」に改め、「及び同条第2項」を削り、同条第3項中「第4条第1項第1号」を「第4条第1号」に改める。

第7条第1項中「第4条第1項第1号」を「第4条第1号」に改め、「及び同条第2項」を削り、同条第2項中「第4条第1項第1号」を「第4条第1号」に改め、同条第3項中「第4条第1項各号及び同条第2項」を「第4条各号」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の基山町子どもの医療費の助成に係る条例の規定は、令和3年1月1日以後に行われた医療に係る医療費から適用し、令和2年12月31日以前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

3 令和3年1月1日から令和3年3月31日までに係るこの条例による改正後の第3条第3項第2号に該当する者のうちこの条例による改正前の第3号対象者の入院外に係る医療及び薬局における調剤に係る医療費の助成については、当該医療費に係る一部負担金の支払いがあったとき又は町長が特別の理由があると認めたときは、当該対象者の保護

者の申請により当該保護者に支払うものとする。

- 4 前項の申請は、助成に係る医療費を受けた日の属する月の翌月から起算して1年以内に町長に申請しなければならない。

#### 提案理由

子育て世帯の医療費負担軽減を図るため、15歳から18歳までの子どもの医療費の助成範囲を、通院及び調剤の医療費も対象とするとともに、助成方法については令和3年4月からは佐賀県内の医療機関について現物給付が行えるようにするため、基山町子どもの医療費の助成に関する条例を改正する必要がある。

令和2年12月11日原案可決